事　務　連　絡
令和元年 12 月 26 日

各都道府県、指定都市、中核市
障害保健福祉主管部(局)御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて

自立支援医療につきまして、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。

障害者総合支援法（平成１７年法律第１２３号）に基づく自立支援医療の利用者負担については、所得に応じた負担上限月額を設けるなどの負担軽減措置等を講じているところですが、下記の２点については、障害者自立支援法施行令（平成１８年政令第１０号）において、令和３年３月３１日までの経過的特例としているところです。

このことから、当該経過的特例に係る改正後の障害者総合支援法施行令が施行されるまでの間に経過的特例の対象となる方へ支給認定を行う場合は、経過的特例の適用は令和３年３月３１日までとすることを原則としますが、各自治体の判断により、受給者証に「経過的特例が延長された場合は令和〇年〇月〇日までとする。」等の記載をすることにより、経過的特例が延長された場合の受給者証の有効期間の延長を不要とするなどの措置を取っても差し支えないこととします。その際には、各関係機関において混乱及び取扱いに誤りがないよう、経過的特例及び当該措置に関して趣旨等の周知をお願いします。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に当該事務連絡を配布していただくよう併せてお願いします。

記

１　高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）の方については、市町村民税の所得割の額が２３万５千円以上の世帯に属する方も自立支援医療の対象とし、負担上限月額を２万円としている経過的特例

２　育成医療の中間所得層（市町村民税所得割額<２３万５千円）の方については、負担上限月額を市町村民税所得割３万３千円未満の世帯は５千円、市町村民税所得割３万３千円以上２３万５千円未満の世帯は１万円としている経過的特例

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係　安斉
TEL：03－5253－1111（内 3057）
E-mail：jiritsuiryou@mhlw.go.jp